

任意継続被保険者の保険料

「口座振替制度」の取扱要領

1. 納入方法

- ・ 「預金口座自動振替制度」による被保険者の「預金口座」から保険料（手数料216円を含む）を自動引落しします。
- ・ 但し、手続きの関係上、申込書申請後1～2ヶ月分は任意継続者が直接組合へ銀行振込扱いとなります。（手続き後、別紙ご案内をお送りしますのでそちらをご参照下さい。）

2. 口座振替日（引落日）

- ・ 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に翌月分の保険料を口座より引落しします。
- ・ 引落しに必要な金額（毎月の保険料 + 振替手数料216円）を前日までに該当口座にご準備下さい。

3. 手続き方法

- ・ 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を記入例に従い、必要事項を記入のうえ**金融機関届出印欄には金融機関届出印を必ず押印し、組合に提出**して下さい。
（任意継続取得以降、途中からも受付することはできます。）
- ・ 金融機関への届出印確認は収納代行会社で行いますので、**金融機関への手続きは不要**です。

4. 取扱金融機関について

- ・ 全国の銀行（新生銀行ならびインターネット専用銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合（一部お取扱いできません）、労働金庫、農業協同組合にある現在ご利用の口座をご指定ください。
- ・ 口座振替後の預金通帳の摘要欄に「ACS・イレンケンポ」・「アサヒサービス」等と印字されますので、領収書の発行は省略させていただきます。

5. 口座振替の中止について

- ・ 口座振替の中止を希望の場合<資格喪失・再就職等>には、引落日の5日までに、必ず組合へご連絡下さい。5日以降にご連絡があった場合にはその月の引落しは中止不可能となります。
- ・ なお、引落しされた保険料は後日（引落日の翌月）返金いたしますが、その際、振替手数料の216円は任意継続者のご負担となりますので、中止申出は必ず期日までにご連絡下さい。

6. 収納代行取扱会社

- ・ 保険料の収納代行業を「朝日生命カードサービス株式会社」に委託します。

☆ご不明な点は、経理課（電話 03-3662-9952）までご連絡下さい。